第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	環境部　廃棄物対策課

契約業者名・住所	東京都千代田区二番町８番地の８ 株式会社 セブンーイレブン・ジャパン　代表取締役　阿久津　和洋　　他３３件
工事等の名称	松戸市粗大ごみ処理手数料収納業務委託
工事等の場所	委託業務を処理する店舗
種　別	粗大ごみ処理手数料収納業務委託
工事等期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
契約金額	交付した粗大ごみ処理券１枚につき　金　９０円 也（消費税及び地方消費税の額を除く）
工事等の概要	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表に規定する廃棄物処理手数料のうち、市が粗大ごみを収集運搬及び処理した場合における処理手数料の収納に関する業務を委託するもの
随意契約の理由	この業務は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表に規定する廃棄物処理手数料のうち、粗大ごみを市が収集運搬及び処理をした場合における処理手数料の収納（粗大ごみ処理券の交付）を行うものです。 この業務を適切に行うためには、下記の４つの要件を満たすことが必要となります。 １　小売業を営んでいること。２　市税の滞納がないこと。 ３　公金の適正な処理及びそれに係わる事務処理が適正にできること。 ４　土曜日・日曜日の両方又は片方が営業日であること、又は平日午後５時以降も営業していること。 取扱所の確保・新規契約及び契約の解除は各取扱所の意思によるものであることから、競争入札に適さない業務である。 このことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき随意契約とするものです。